

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年10月4日(2012.10.4)

【公開番号】特開2012-141625(P2012-141625A)

【公開日】平成24年7月26日(2012.7.26)

【年通号数】公開・登録公報2012-029

【出願番号】特願2012-36695(P2012-36695)

【国際特許分類】

G 02 B 5/02 (2006.01)

G 02 B 1/10 (2006.01)

G 09 F 9/00 (2006.01)

B 32 B 7/02 (2006.01)

B 32 B 9/00 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/02 B

G 02 B 1/10 Z

G 09 F 9/00 3 1 3

G 09 F 9/00 3 3 8

B 32 B 7/02 1 0 3

B 32 B 9/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年8月22日(2012.8.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

透光性基体の片面又は両面に、直接又は他の層を介して、光学機能層を少なくとも設けた光学積層体であって、

前記光学機能層が、

マトリックスとしての透光性樹脂と、

前記透光性樹脂に分散した透光性有機フィラーと、

粒径が1～100nmであり、配合量が0.1～10重量%である表面改質処理を行った金属酸化物微粒子と、

を含有し、

ここで、前記金属酸化物微粒子は、前記透光性有機フィラーの表面に偏在していることを特徴とする、光学積層体。

【請求項2】

前記表面改質処理が表面改質剤を用いて行われたものであることを特徴とする、請求項1記載の光学積層体。

【請求項3】

前記表面改質剤が有機金属化合物であることを特徴とする、請求項2記載の光学積層体

。

【請求項4】

前記有機金属化合物が、シランカップリング剤、シリル化剤、チタンカップリング剤、アルキルリチウム、アルキルアルミニウムから選ばれる少なくとも一種であることを特徴

とする、請求項 3 記載の光学積層体。

【請求項 5】

前記表面改質剤の配合量が、前記金属酸化物微粒子又は金属酸化物ゾル中の固形成分の
0.1 ~ 10.0 重量%であることを特徴とする、請求項 2 ~ 4 のいずれかに記載の光学
積層体。